

「広島県女性支援・DV防止計画」の骨子案について

1 要旨

現行の「ひろしまDV防止・被害者支援計画（第4次）」（計画期間：令和3年度～令和8年10月）及び「広島県困難な状況にある女性の支援計画」（計画期間：令和6年度～令和8年10月）が令和8年10月で終了するため、次期計画を策定する。

なお、両計画は対象者や相談内容に重複があり、政策的に関連が深いため、次期計画では両計画を一体の計画として策定する。

2 骨子案の概要

(1) 計画期間

令和8（2026）年度～令和12（2030）年度（5年間）

(2) 計画の位置づけ

ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第1項の規定に基づく都道府県基本計画

イ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第1項の規定に基づく都道府県基本計画

※ その他、「安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン」（計画期間：令和3年度～令和12年度）や「わたらしい生き方応援プランひろしま（広島県男女共同参画基本計画）」（計画期間：令和8年度～令和12年度）等関連する計画との整合を図る。

(3) 計画の名称

統合する両計画を踏まえた名称とする必要があるが、そのまま列記すると長くなるため、県民にとってシンプルで分かりやすいものとなるよう、計画名称は「広島県女性支援・DV防止計画」とし、本計画が法定の都道府県基本計画であることは、本文中に明記することとする。

(4) 将来にわたって目指す社会像と目指す姿

ア 将来にわたって目指す社会像

- ・ すべての女性が、人権を尊重され、安心して、自立して暮らすことができる社会の実現
- ・ 県民に配偶者や交際相手からの暴力を認めない意識が浸透し、誰もがこうした暴力におびえることなく、心身ともに安定して暮らすことができる社会の実現

イ 目指す姿（5年後）

- ・ 地域において困難な状況にある女性やDV被害者等への支援体制が整備され、暴力や生活への不安なく、安定して自立した生活をしています。

(5) 施策体系

現行DV防止計画	現行女性支援計画
I DV・児童虐待の総合的な支援体制の確保 III-1 地域での暴力被害の早期発見・相談 IV-2 関係機関との連携による継続的な支援・見守り	IV 関係機関の連携による包括的な支援体制の整備 I-1 早期に相談しやすい環境の整備 I-2 女性相談支援員の対応力向上 III-1 関係機関との連携による継続的な支援・見守り
II-1 若年層からの教育・啓発の充実 II-2 DV防止に向けた啓発の推進	I-1 早期に相談しやすい環境の整備（再掲）
III-1 地域での暴力被害の早期発見・相談（再掲） IV-1 保護体制の強化による安全・安心の確保	II-1 支援対象者の状態に応じた一時保護の実施 II-2 心理的ケアの実施
IV-2 関係機関との連携による継続的な支援・見守り（再掲） IV-3 加害者対応に向けた取組の充実	III-1 関係機関との連携による継続的な支援・見守り（再掲） III-2 施設やそのノウハウを活用した自立支援

次期計画（案）	
施策の柱	取組の内容
I 支援の基盤づくり	1 <u>地域の包括的支援ネットワーク</u> 2 相談機関の強化・人材育成 3 <u>児童虐待との総合的な支援</u>
II 啓発・予防	1 DV・女性支援の啓発周知 2 <u>若年層への予防教育</u>
III 相談支援・安全確保	1 相談支援の充実 2 一時保護・安全確保
IV 継続的な支援	1 地域における支援 2 施設による支援

※ 下線は特に注力する施策

(6) 特に注力する施策

支援対象者は複雑な背景や課題を抱えていることが多く、目指す姿の実現に向けては、関連する様々な分野において女性支援・DV防止の認識を高め、適切な相談支援に繋げることが重要である。

そのため、現行計画に引き続いて、以下の3点を特に注力する施策として設定する。

ア 関係機関の連携による包括的な支援体制の整備（ネットワーク）

支援対象者は複合的な課題を抱えていることが多く、分野を超えた関係機関・部署が支援対象者をキャッチし、見守りや支援を行う体制を構築する必要があるため、支援調整会議の設置などにより、多機関による情報共有や支援の検討を行える環境を整える。

イ DVと児童虐待の総合的な対応

DVと児童虐待が同時に発生している家庭が多く、双方の視点をふまえた家庭全体のアセスメントを行い、支援方針を検討する必要があるため、両部門が連携して情報共有やアセスメントを行う仕組みづくりを進める。

ウ 若年層への教育・啓発

特に若年層において、公的相談機関の認知度の低さや相談に対する抵抗感があり、相談に繋がりにくい傾向があるため、問題が複雑化する前に早期発見・支援に繋がるよう、若年層に向けた広報を重点的に行う。また、被害者にも加害者にもならないよう、若年のうちからの教育・啓発に取り組む。

3 スケジュール

項目	令和7年						令和8年							
	5	6	7	8	9	10～12	1～3	4	5	6	7	8	9	10
生活福祉 保健委員会	● 策定 方針										● 骨子案	● 素案	● 集中 審議	● 意見 対応
有識者会議		● 第1回 (振り返り)		● 第2回 (骨子案)						● 第3回 (素案)			● 第4回 (本文案)	
その他												→ パブリックコメント		

策
定

「広島県女性支援・DV防止計画」 の骨子案について

令和8年7月17日
広島県健康福祉局こども家庭課

- 1 現行計画
 - (1) 概要
 - (2) 体系
 - (3) 成果指標の達成状況
 - (4) 振り返り
- 2 DV・女性支援に係る現状等
 - (1) 広島県の現状
 - (2) 特に考慮する社会情勢の変化
- 3 次期計画の方向性・骨子案
 - (1) 計画の名称
 - (2) 将来にわたって目指す社会像と目指す姿
 - (3) 骨子案
 - (4) 特に注力していく施策

1 現行計画 (1) 概要

◆ ひろしまDV防止・被害者支援計画（第4次）【計画期間：令和3年度～令和7年度】

- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）に基づく県の基本計画 （法定計画）
- 安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン 領域「子供・子育て」の「児童虐待防止対策の充実」に関する分野別計画
- 関連計画：広島県困難な状況にある女性の支援計画、わたしらしい生き方応援プランひろしま

◆ 広島県困難な状況にある女性の支援計画 【計画期間：令和6年度～令和7年度】

- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（女性支援新法）に基づく県の基本計画 （法定計画）
- 令和6年4月に策定した計画であり、現行ビジョン（アクションプラン）には明示されていないが、「地域共生社会」に掲げる目指す姿との整合性を図ることとしている
- 関連計画：ひろしまDV防止・被害者支援計画、わたしらしい生き方応援プランひろしま

両計画とも令和8年10月以降終了予定（終期は令和7年度末だがビジョン見直しに伴い延長）



「ひろしまDV防止・被害者支援計画」と「広島県困難な状況にある女性の支援計画」は、

対象者や相談内容に重複があり、政策的に関連が深いため、

次期計画は両計画を一体のものとして策定する。

1 現行計画 (2) 体系 (DV防止計画)

目指す社会像

県民に暴力を認めない意識が浸透し、誰もが配偶者や交際相手からの暴力におびえることなく、心身ともに安定して暮らすことができる社会の実現

施策の柱

I DV・児童虐待の総合的な支援

II 配偶者等への暴力の未然防止

III DVを見逃さない、
相談しやすい環境の整備

IV 被害者の安全・安心の確保と
自立支援の推進

項目

1 DV・児童虐待の総合的な支援体制の確保

1 若年層からの教育・啓発の充実

2 DV防止に向けた啓発の推進

1 地域での暴力被害の早期発見・相談

1 保護体制の強化による安全・安心の確保

2 関係機関との連携による継続的な支援・見守り

3 加害者対応に向けた取組の充実

1 現行計画 (2) 体系 (女性支援計画)

目指す社会像

すべての女性が、人権が尊重され、安心して、
かつ自立して暮らすことができる社会の実現

施策の柱

I 相談支援体制の整備

II 一時保護機能の見直し

III 安心して暮らせる環境の整備

IV 関係機関の連携による包括的な支援体制の整備

項目

1 早期に相談しやすい環境の整備

2 女性相談支援員の対応力向上

1 支援対象者の状態に応じた一時保護の実施

2 心理的ケアの実施

1 関係機関との連携による継続的な支援・見守り

2 施設やそのノウハウを活用した自立支援

1 現行計画 (3) 成果指標の達成状況 (DV防止計画)

(○：達成、△：概ね達成（未達だが順調に推移しているもの）、×：未達)

柱	目指す姿	成果指標	当初値 (R2)	目標値 (R7)	実績値 (R6)	達成 状況
Ⅰ DV・児童虐待の 総合的な 支援	DV対応部門と児童虐待対応部門が連携して対応している。更に、DVと児童虐待の双方の視点によるアセスメントの方法を確立し、組織体制を整え、被害者や子供へ適切な支援を行う仕組みができている。	DVと児童虐待が同時に起こっている家庭のうち、DV対応部門と虐待対応部門の連携による支援を受けている割合	65.1%	100%	45.3%	×
	全ての市町に配偶者暴力相談支援センターが設置され、子ども家庭総合支援拠点と、同一組織で一体的に運営（又は密接に連携）されており、DVと児童虐待に対して総合的に支援する仕組みができている。					
Ⅱ 配偶者等 への暴力の 未然防 止	子供の成長段階に応じたDVの予防教育が行われ、自己の身体を守るとともに、相手の心と身体を思いやり行動できる若者の育成が図られている。	若年層におけるデートDVに関する精神的暴力の認識率	57.1%	75.0%	64.8%	△
	広く県民にDVに対する正しい知識の啓発が進み、あらゆる暴力を認めない、許さないという社会的風潮が浸透しつつある。	DVを受けたことがある人（直近1年間）のうち、相談しなかった人の割合	58.0%	30.0%	70.6% (R5)	×
		配偶者暴力相談支援センター設置市町数	2市町	23市町	3市町	×

1 現行計画 (3) 成果指標の達成状況 (DV防止計画)

(○：達成、△：概ね達成(未達だが順調に推移しているもの)、×：未達)

柱	目指す姿	成果指標	当初値 (R2)	目標値 (R7)	実績値 (R6)	達成 状況
Ⅲ DVを見逃さない、相談しやすい環境の整備	こども家庭センターでは、専門性の高い人材を育成し、市町へ助言・指導ができる体制が整い、市町では、配偶者暴力相談支援センターが全市町に設置され、多くの県民が身近な相談機関を把握し、相談への不安や抵抗が少なくなっている。	DVを受けたことがある人で、どこに相談したらよいかわからなかったため相談しなかった人の割合	8.7%	0%	6.5% (R5)	△
	地域で住民や関係者が、本人に相談を促したり、相談機関等につなぐなど、適切に関与し、行動できる人が増えている。	配偶者暴力相談支援センター設置市町数	2市町	23市町	3市町	×
Ⅳ 被害者の安全・安心の確保と自立支援の推進	被害者等の状態に応じた保護ができるよう保護場所が増え、関係機関の円滑な情報共有、連携のもと、安全確保が図られている。	DV被害者の一時避難場所を確保している市町数	4市町	23市町	7市町	×
	地域に戻り生活する場合には、関係機関で情報共有され、継続的に見守りや必要な支援が行われており、被害者や子供は、心身のダメージが徐々に回復している。	一時保護解除後に地域に戻った人のうち、支援計画に基づき支援を受けている人の割合	0%	100%	86.5%	△
	県こども家庭センターや支援機関等が加害者プログラムへ適切につなぐことにより、プログラム参加者が増えつつある。	DVと児童虐待が同時に起きている家庭の加害親のうち、プログラムを勧奨した人の割合	0%	100%	集計中	—

1 現行計画 (3) 成果指標の達成状況 (女性支援計画)

(○：達成、△：概ね達成 (未達だが順調に推移しているもの)、×：未達)

領域	目指す姿	成果指標	当初値 (R5)	目標値 (R7)	実績値 (R6)	達成 状況
Ⅰ 相談支援 体制の整備	様々な要因により困難な状況にある女性が相談できる窓口や活用できる制度について認知しており、全ての女性が、困難な状況に陥った時、早い段階で相談ができています。	女性相談に関する情報へアクセスしたユーザー数	1,302人	5,000人	6,130人	○
	困難な状況にある女性が、どこに相談しても、希望や意思を尊重されながら、的確なアセスメントに基づき、支援を受けることができています。	女性相談支援員を配置し、女性相談の窓口を広報周知している市町数	8市町	16市町	11市町	△
Ⅱ 一時保護 機能の見直し	支援対象者の状態に応じた保護を行うための環境が整い、困難な状況にある女性が、過度な制約がない生活環境で、安心して一時保護を受けることができています。	制約が緩和された一時保護委託先の数	0施設	3施設	1施設	×
	一時保護中は、困難な状況にある女性が、心身の安定等を図りながら、保護解除後の生活に向けた様々な支援策について情報提供を受け、自分の希望や意思に沿った支援方針について、女性相談支援員等信頼のおける支援者と共に、検討を行っている。	一時保護された支援対象者のうち、心理士の面談を受けた割合	14.3%	50.0%	22.1%	×

1 現行計画 (3) 成果指標の達成状況(女性支援計画)

(○：達成、△：概ね達成(未達だが順調に推移しているもの)、×：未達)

領域	目指す姿	成果指標	当初値 (R5)	目標値 (R7)	実績値 (R6)	達成 状況
Ⅲ 安心して暮らせる環境の整備	困難な状況にある女性が、活用できる支援策について情報提供を受け、自分の希望や意思を尊重されながら、女性相談支援センターや市町において、支援調整会議の場を活用し、自立に向けた支援方針の検討が行われている。	一時保護解除後に在宅での生活を送っている人のうち、支援計画を策定し、継続的な支援を受けている割合	0%	35.0%	35.1%	○
	本人が地域生活に移行した後も、支援方針を基に、市町の女性相談支援員や関係機関の支援者等が自立を支援し、新たな困り事や問題の発生があった場合も早期に発見できている。					
Ⅳ 関係機関の連携による包括的な支援体制の整備	困難な状況にある女性の支援に関わる多岐にわたる関係機関が、支援調整会議の設置によってネットワークを構築し、支援対象者が最初にたどり着いた窓口がどこであっても、関係する機関が対等の立場で、支援対象者本人の希望・意思を尊重した最適な支援に向けて協議を行いながら、役割分担をして、包括的・継続的な支援にあたっている。	支援調整会議が設置され、支援対象者が包括的で継続的な支援を受けられる体制が整備された市町数	0市町	9市町	3市町	×

1 現行計画 (4) 振り返り (DV防止計画)

【施策の柱Ⅰ】DV・児童虐待の総合的な支援

項目	指標	主な取組	現状・課題	要因
1 DV・ 児童虐待 の総合的 な支援体 制の確保	DVと児童 虐待が同時 に起こって いる家庭の うち、DV 対応部門と 虐待対応部 門の連携に よる支援を 受けている 割合 【目標値】 R7: 100% 【実績値】 R6: 45.3%	【県こどもC】 ○DV対応部門と 児童虐待部門の合 同研修の実施 ○児童虐待・DV 双方の視点をふま えたアセスメント ができるよう虐待 ケースの受理会議 にDV対応部門も 出席 【市町】 ○児童虐待対応部 門とDV対応部門 の連携の推進	○児童福祉司向けにDV対応に関する研修を行ったり、DV担当職員が児童虐待対応研修に参加したことにより、<u>双方に連携の重要性についての認識が高まり、個別ケースの連携が円滑に進むようになった。</u> ○現時点では<u>DVと児童虐待を総合的にアセスメントする客観的な指標は整理できていないが</u>、県こども家庭センターでは、児童虐待ケースの会議にDV対応部門が参加するなど双方の視点をふまえたアセスメントや援助方針の検討を行っている。 ○DVと児童虐待が同時に起こっている家庭のうち、市町の<u>DV対応部門と虐待対応部門の連携による支援を受けている割合が以前よりも減少</u>している。	○根拠法令が異なることによる支援の枠組みの違いを理解したことで、それぞれの動きの見通しがつき、情報共有や役割分担がしやすくなった。 ○国においてDVと児童虐待を総合的にアセスメントする指標を作成する動きがあったが中断しており、ベースにできる資料がない。 ○100%連携している市町が8市町ある一方で全く連携していない市町も6市町あるなど、市町によって取り組みの差が大きい。

1 現行計画 (4) 振り返り (DV防止計画)

【施策の柱Ⅱ】配偶者等への暴力の未然防止

項目	指標	主な取組	現状・課題	要因
2 DV防止に向けた啓発の推進	○DVを受けたことがある人のうち、相談しなかった人の割合 【目標値】 R7：30.0% 【実績値】 R5：70.6% ○配偶者暴力相談支援センター設置市町数 【目標値】 R7：23市町 【実績値】 R6：3市町	○リーフレット作成やSNS等を活用しDV相談窓口を周知 ○配偶者暴力相談支援センターの設置促進、市町の相談窓口の明確化	○「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答した者の割合が、前回（R2）よりも12.6ポイント増えており、<u>「自分さえ我慢すればやっていける」（48.6%）、「相談してもむだだと思った」（42.1%）</u>が高い数値を示している。 ○相談先の割合は、「親族・友人・知人」が減り（R2：41.5%→R5：23.4%）、県こども家庭センター（配偶者暴力相談支援センター）や市町などの公的機関が増えている。（センター R2:1.1%→R5：6.0%、市町 R2：1.1%→R5：3.0%） ○<u>「配偶者暴力相談支援センター」を設置した市町は3カ所にとどまっているが、全市町においてDVに関する相談窓口が設置され、相談・支援を行っている。</u>	○DVに関する県民の認識が低く、相談後の支援の流れ等も十分に周知されていない。 ○市町にとっては、業務量増加や財源の問題、人員体制が整わない等の課題があり、センターを設置するメリットが乏しい。

1 現行計画 (4) 振り返り (DV防止計画)

【施策の柱Ⅲ】DVを見逃さない、相談しやすい環境の整備

項目	指標	主な取組	現状・課題	要因
1 地域での暴力被害の早期発見・相談	○DVを受けたことがある人で、どこに相談したらよいか分からなかったため相談しなかった人の割合 【目標値】 R7：0% 【実績値】 R5：6.5% ○配偶者暴力相談支援センター設置市町数（再掲） 【目標値】 R7：23市町 【実績値】 R6：3市町	○DV相談窓口の明確化とホームページやSNSを活用した広報周知 ○医療機関や性被害ワンストップセンターなど地域の関係機関への情報提供・連携 ○市町担当者への研修・助言等	○全市町においてDVに関する相談窓口が設置され、DVを受けたことがある人のうち、<u>どこに相談したらよいか分からなかった人の割合は減少</u>している。（R2：8.7%⇒R5：6.5%） ○DVを発見しやすい医療機関向けの被害者対応マニュアルを作成し、DVに関する正しい知識や相談窓口等の必要な情報の提供を行っており、医療機関の紹介で配偶者暴力相談支援センターへの相談につながるケースもある。 ○また、県子ども家庭センターと性被害ワンストップセンターや法務局など関係機関との意見交換や研修講師派遣等を通じて、関係機関のDVに関する理解を深め、相談につなげる取り組みを行っている。 ○市町向けの研修や連絡会、個別訪問による意見交換等を通じて、市町担当者が県子ども家庭センターへ相談しやすい関係づくりが進み、個別事案の相談やケース会議の開催が増えてきているが、<u>市町内で対応の相談・協議を行う体制が整備されていない市町がある。</u>	○県民に対するDVに関する相談窓口の周知が進んでいる。 ○市町においては、DV相談に関し、上司が数年で異動することなどから、DV相談業務に通じておらず、組織的な対応や担当者へのフォローが十分にできていない場合がある。

1 現行計画 (4) 振り返り (DV防止計画)

【施策の柱Ⅳ】被害者の安全・安心の確保と自立支援の推進

項目	指標	主な取組	現状・課題	要因
1 保護体制の強化による安全・安心の確保	DV被害者の一時避難場所を確保している市町数 【目標値】 R7：23市町 【実績値】 R6：7市町	○迅速かつ柔軟な保護のための一時保護委託先の拡充 ○円滑な保護実施に向けた市町や警察との連携強化 ○市町による一時避難場所の確保 ○一時保護中の心理面接の実施などケアの充実	○迅速に保護できるよう一時保護委託先を拡充したが（R2：8施設→R7：11施設）、<u>男性や性的マイノリティの被害者などの一時保護先は十分に整理できていない。</u> ○保護が円滑に進むよう、県こども家庭センターにおいて管轄市町や警察署等との連絡会議を開催して対応を確認している。 ○DV被害者の<u>一時避難場所を確保している市町数は、全市町の1/3未満にとどまっている。</u>一時保護避難所を確保している市町では、ホテルと契約して必要時に部屋を借りるなどの工夫を行っている。 ○一時保護中にカウンセリングや心理判定を実施して<u>心理アセスメントを踏まえた支援方針を立てるケース</u>が増えているが、<u>実施できていないケースも多い。</u>	○一時保護委託先は、母子生活支援施設等が主になるため、男性や性的マイノリティの被害者の一時保護先を確保することが難しい。 ○地域資源不足や対象ケースの少なさ等から、市町において一時保護避難場所を確保する意向が乏しい。 ○被害者が短期で退所する場合や本人が心理面接等を望まない場合がある。また、県こども家庭センターの児童心理司は児童虐待対応等に労力を割かれており、被害者のアセスメントやケア等に対応する余力がない。

1 現行計画 (4) 振り返り (DV防止計画)

【施策の柱Ⅳ】被害者の安全・安心の確保と自立支援の推進

項目	指標	主な取組	現状・課題	要因
2 関係機関との連携による継続的な支援・見守り	一時保護解除後に地域に戻った人のうち、支援計画に基づき支援を受けている人の割合 【目標値】 R7：100% 【実績値】 R6：82.9%	○一時保護ケースの個別支援計画作成 ○施設や地域の関係機関と支援方針を共有 ○支援計画に基づく継続的支援の実施	○令和5年度から一時保護ケースについて、個別の支援計画策定に取り組んでいるが、<u>支援方針の作成できないまま帰宅するケースも一定数ある。</u> ○<u>個別支援計画について、市町や支援機関への共有方法が確立されておらず、市町へ適切に方針が伝わっていない場合がある</u>（7市町が支援計画を共有されたことがないと回答）。 ○支援計画をもとに地域の関係機関と支援方針を共有している場合であっても、市町において十分活用されていないことがある。<u>また、支援対象者との連絡が途切れ、継続的な支援や生活状況の確認が十分にできていない場合がある。</u>	○短期間で退所するなど、支援方針が策定ができない場合がある。 ○県こども家庭センターの担当者により共有方法や内容に差がある場合がある。 ○支援調整会議等を活用して個別ケースについて組織的に処遇検討や支援を行う体制が未確立の市町が多い。

1 現行計画 (4) 振り返り (DV防止計画)

【施策の柱Ⅳ】被害者の安全・安心の確保と自立支援の推進

項目	指標	主な取組	現状・課題	要因
3 加害者対応に向けた取組の充実	DVと児童虐待が同時に起きている家庭の加害親のうち、プログラムを勧奨した人の割合 【目標値】 R7: 100% 【実績値】 R6: 集計中	○加害者プログラムの講師養成 ○加害者相談にも対応した男性専用DV相談ダイヤルの開設 ○DVがある児童虐待ケースの保護者への加害者プログラム受講勧奨	○加害者プログラムの講師を養成して、県内でプログラム実施団体を確保した(1か所→2カ所)。また、オンラインを活用し、加害者プログラムを全国的に実施する団体もできている。 ○男性専用DV相談ダイヤルへの加害者相談件数は、令和4年度は1件、令和5年度は8件、令和6年度は8件、令和7年度(4～6月)は4件と、増加傾向にあり、加害者プログラムに繋がるケースもある。 ○一方、 <u>県こども家庭センターにおけるDVと児童虐待が同時に起きている家庭の加害親へのプログラム勧奨は、行うことができていない。</u>	○県こども家庭センターは、児童虐待事案では虐待にフォーカスした指導を行うとともに、DV対応では被害者支援を優先しており、DVの加害者への支援が難しい面がある。

1 現行計画 (4) 振り返り (女性支援計画)

【施策の柱Ⅰ】 相談支援体制の整備

項目	指標	主な取組	現状・課題	要因
1 早期に 相談し やすい 環境の 整備	女性相談に関 する情報へア クセスした ユーザー数 【目標値】 R7：5,000人 【実績値】 R6：6,130人	○リーフレットや ホームページによ る女性相談支援セ ンターの機能の周 知 ○Web検索に関連 付けた広告（リス ティング広告）に よる相談ニーズの ある人をターゲッ トとした広報	○県内の女性相談窓口や相談できる内容を記載した リーフレットを作成し、市町や関係機関に配布した。 ○令和6年11月～令和7年2月にリスティング広告を 中心としたWeb広報を実施した結果、広告をきっかけ に県ホームページの閲覧や電話相談につながったケー スが多くあった。 ○一方で、Web広告のターゲットと考えていた <u>若年層</u> <u>のアクセスは全体アクセス数の平均よりも低かった。</u>	○若年層は女性支援に関する 知識が乏しく、自身の境遇を 困りごととして認識できず、 Web検索自体をしていない可 能性がある。

1 現行計画 (4) 振り返り (女性支援計画)

【施策の柱Ⅰ】 相談支援体制の整備

項目	指標	主な取組	現状・課題	要因
2 女性相談 支援員の 対応力向 上	女性相談支援員を配置し、女性相談の窓口を広報周知している市町数 【目標値】 R7：16市町 【実績値】 R6：11市町	【県・市町】 ○女性相談支援員の配置 【県こどもC】 ○女性相談支援員向けの研修実施 ○市町の対応職員への助言、支援	○県こども家庭センターや11市町に女性相談支援員が配置され、相談対応を行っているが、 <u>未設置の市町では母子父子寡婦支援員などが窓口となって対応している。</u> ○県こども家庭センターで開催している女性相談支援員向けの研修について、令和6年度に国が作成したシラバスをふまえた研修体系の整理が必要である。 ○市町向けの研修や連絡会、個別訪問による意見交換等を通じて、市町担当者が県こども家庭センターへ相談しやすい関係づくりが進み、個別事案の相談やケース会議の開催が増えてきているが、 <u>市町内で対応の相談・協議を行う体制が整備されていない市町がある。</u>	○財政的な理由や人材確保の観点から専任の相談員を配置することが難しい市町がある。 ○市町においては、女性相談に関し上司が数年で異動することなどから、女性支援・相談業務に通じておらず、組織的な対応や担当者へのフォローが十分にできていない場合がある。

1 現行計画 (4) 振り返り (女性支援計画)

【施策の柱Ⅱ】一時保護機能の見直し

項目	指標	主な取組	現状・課題	要因
1 支援対象者の状態に応じた一時保護の実施	制約が緩和された一時保護委託先の数 【目標値】 R7：3施設 【実績値】 R6：1施設	○支援対象者の状況に応じた一時保護委託先の積極的な利用	○令和6年度に新規に一時保護委託の契約をした1施設については、携帯電話の使用や外出を可能とするなど、制約が緩和された生活環境を確保できた。 ○一方で、 <u>すでに一時保護委託の契約をしている施設については、制約が緩和された生活環境への変更ができていない。</u>	○すでに一時保護委託の契約をしている施設においては、リスク管理の観点から、従来の対応を変更して制約を緩和することへの不安を持っている。
2 心理的ケアの実施	一時保護された支援対象者のうち、心理士の面談を受けた割合 【目標値】 R7：50.0% 【実績値】 R6：22.1%	○一時保護中の支援対象者への心理的ケア（心理アセスメントやカウンセリング）の実施	○一時保護中にカウンセリングや心理判定を実施して <u>心理アセスメントを踏まえた支援方針を立てるケースが増えているが、実施できていないケースも多い。</u> 【再掲】	○民間のカウンセリング団体に心理的ケアを委嘱しているが、対応可能な日数に限りがある。 ○支援対象者が短期で退所する場合や心理面接等を望まない場合がある。また、県こども家庭センターの児童心理司は児童虐待対応等に労力を割かれており、被害者のアセスメントやケア等に対応する余力がない。【再掲】

1 現行計画 (4) 振り返り (女性支援計画)

【施策の柱Ⅲ】安心して暮らせる環境の整備

項目	指標	主な取組	現状・課題	要因
1 関係機関との連携による継続的な支援・見守り	一時保護解除後に在宅での生活を送っている人のうち、支援計画を策定し、継続的な支援を受けている割合 【目標値】 R7：35.0% 【実績値】 R6：35.1%	○個別支援計画の作成 ○支援方針について地域の関係機関との共有	○一時保護解除時に支援計画を作成しているが（作成率：86.5%）、 <u>短期で退所する人も多く、方針を立てられないまま帰宅するケースもある。</u> ○また、 <u>心理アセスメントが未実施であったり、適切に反映されていないなど、支援方針の内容が十分でないものがある。</u> ○個別支援計画について、 <u>市町や支援機関への共有方法が確立されておらず、市町へ適切に方針が伝わっていない場合がある（7市町が支援計画を共有されたことがないと回答）。</u> 【再掲】 ○支援対象者への連絡を積極的に行わず、 <u>継続的な支援や生活状況の確認が十分にできていない場合がある。</u>	○県こども家庭センターの担当者により共有方法や内容に差がある場合がある。 【再掲】 ○支援対象者の帰宅後の生活に配慮し、県こども家庭センターからの積極的なアプローチを控える場合が多い。

1 現行計画 (4) 振り返り (女性支援計画)

【施策の柱Ⅲ】安心して暮らせる環境の整備

項目	指標	主な取組	現状・課題	要因
2 施設や そのノウ ハウを 活用した 自立支援	一時保護解除 後に在宅での 生活を送って いる人のうち、 支援計画を策 定し、継続的 な支援を受け ている割合 【目標値】 R7：35.0% 【実績値】 R6：35.1%	○心理療法やアフターケアなど 入所中・退所後 の支援の充実	○施設入所中の心理的ケアや退所後のフォローは施設主体 で行っているが、 <u>施設によって支援内容に差が大きい。</u> ○施設によっては、市町要対協に参加するなどして、地域 の関係機関と連携しながら退所後の支援方針の検討やフォ ローを実施している。 ○施設では、 <u>多機能化の一環として、地域の在宅ケースに 対する専門性を活かした支援が求められているが、現時点 ではできていない。</u>	○心理療法担当職員や自立 支援担当職員が配置されて いない施設がある。 ○施設や関係機関において、 地域の在宅ケースへの支援 に関するノウハウが乏しい。

1 現行計画 (4) 振り返り (女性支援計画)

【施策の柱Ⅳ】 関係機関の連携による包括的な支援体制の整備

項目	指標	主な取組	現状・課題	要因
関係機関の連携による包括的な支援体制の整備	支援調整会議が設置され、支援対象者が包括的で継続的な支援を受けられる体制が整備された市町数 【目標値】 R7：9市町 【実績値】 R6：3市町	○市町訪問や説明会による支援調整会議の設置促進 ○支援調整会議等を活用した地域の関係機関との連携体制づくり	○令和6年度末時点で<u>3市町が支援調整会議を設置したが、十分に活用されていない場合がある。</u> ○<u>DVネットワーク会議や支援調整会議を活用し、個別ケースについて組織的に処遇検討を行う体制が未確立の市町が多い。</u>	○支援調整会議について市町職員の理解や経験が不足している。

1 現行計画 (4) 振り返り (総括)

◆ ひろしまDV防止・被害者支援計画 (第4次)

- 児童虐待とDVの一体的支援についての認識は高まり、現場では連携がとりやすくなってきた実感があるが、市町によって取組の差が大きい。
- 相談窓口の周知は進んできているが、DV被害にあっても窓口相談しなかった人が約7割おり、受けられる支援の情報について、より分かりやすく、相談の動機づけにつながる広報が必要である。
- デートDV予防講座等を通じて若年層におけるデートDVの認識率は上昇しているが、授業時間を割いて講座を開催することが難しい学校もあり、啓発や予防教育について、そのほかの取り組みも必要である。
- 市町の相談担当職員をフォローする体制が手薄なため、組織的対応や助言を受けられる体制を整える必要がある。
- 個別支援計画の有効活用に向けて、内容の充実や共有方法の整理等を行う必要がある。

◆ 広島県困難な状況にある女性の支援計画

- 特に若年層において公的機関の認知度不足や相談に対する抵抗感などから相談に繋がりにくい状況にある。
- Web広報においても若年層のアクセスが少なく、若年層に向けた広報周知の方法を工夫する必要がある。
- 支援対象者の状態に応じた一時保護委託先の確保や積極的な利用を進める必要がある。
- 個別支援計画の有効活用に向けて、内容の充実や共有方法の整理等を行う必要がある。【再掲】
- 支援調整会議など、地域の関係部署が連携して対象者の見守りや支援を行える体制づくりを促進する必要がある。

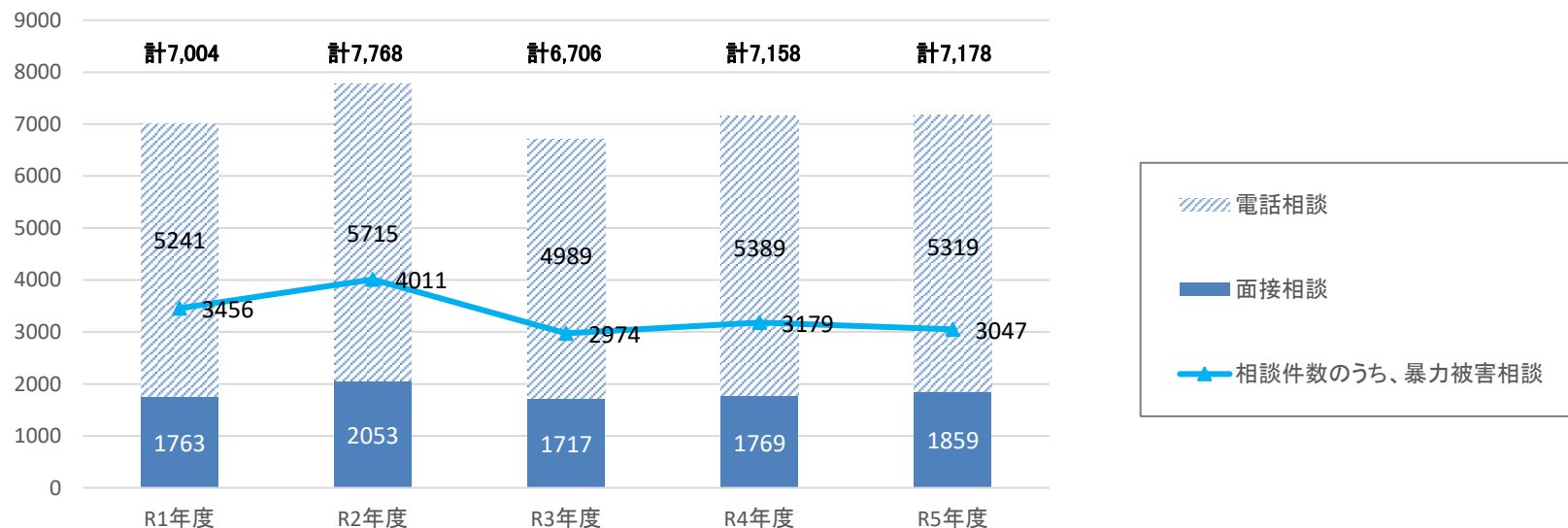
2 DV・女性支援に係る現状等 (1) 広島県の現状

① 県内の女性相談の対応状況

- 女性相談の件数は7,000件程度で推移しており、令和2年度に過去最多となったが、その後やや減少。
- 女性相談のうち、DV等暴力に関する相談は4割から5割程度を占めている。

県こども家庭センター及び女性相談支援員（旧：婦人相談員）設置市町における相談件数（こども家庭課調べ）

（相談件数：件）

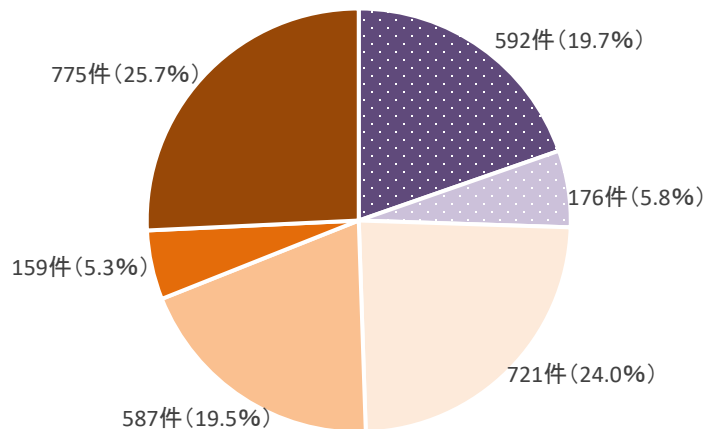


2 DV・女性支援に係る現状等 (1) 広島県の現状

① 県内の女性相談の対応状況

- 県こども家庭センターにおける相談の主訴は、「暴力（DV）」、「家族・親族関係」、「その他人間関係」の割合が高い。

県こども家庭センターにおける令和5年度の女性相談の主訴内訳（こども家庭課調べ）



■ 暴力(DV) ■ 暴力(その他) ■ 家族・親族関係 ■ その他人間関係 ■ 生活問題 ■ その他

※各主訴の詳細については、以下のとおり。

暴力（DV）：夫・交際相手等の暴力

暴力（その他）：子供・親族・その他の者の暴力

家族・親族関係：離婚問題、家庭不和等

その他人間関係：男女問題、ストーカー等

生活問題：帰宅先なし、生活困窮等

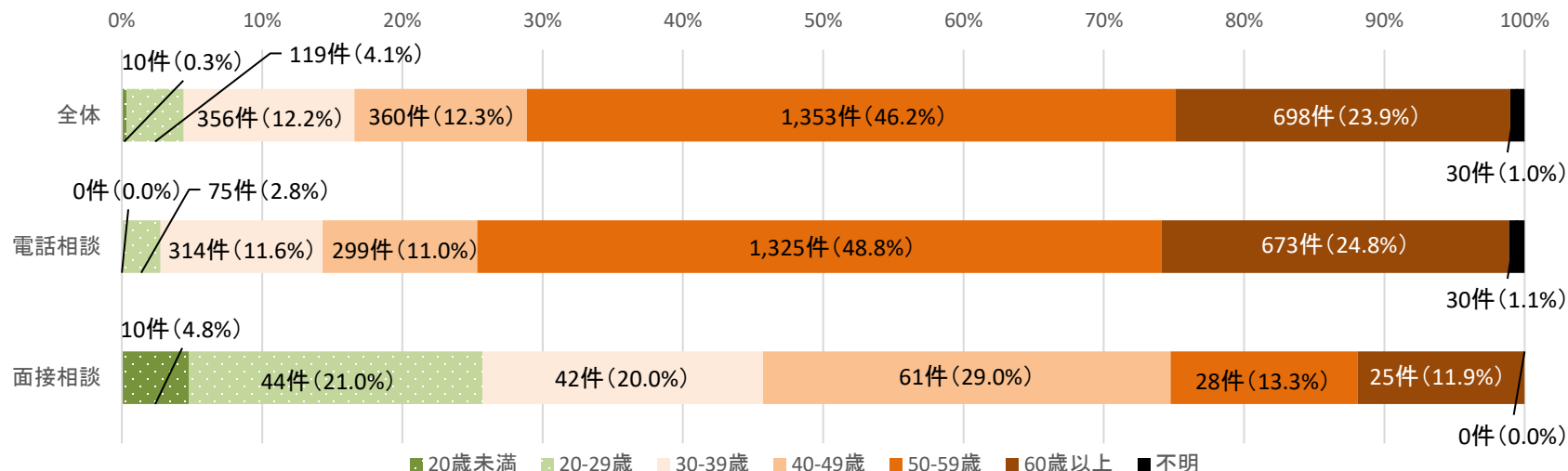
その他：上記以外のもの

2 DV・女性支援に係る現状等 (1) 広島県の現状

① 県内の女性相談の対応状況

- 相談全体では若年層(20歳未満・20-29歳)の相談は少ないが、面接相談ではその比率が高まる。
⇒ **相談に至る若年層は、面接や一時保護が必要な深刻なケースが多い**と考えられる。
- また、関係機関ヒアリングによると、若年女性については、保護者からの虐待やメンタル面の課題等を抱えたケースが多い。

相談方法別県こども家庭センターにおける相談者の年齢構成 (R5年度) (こども家庭課調べ)

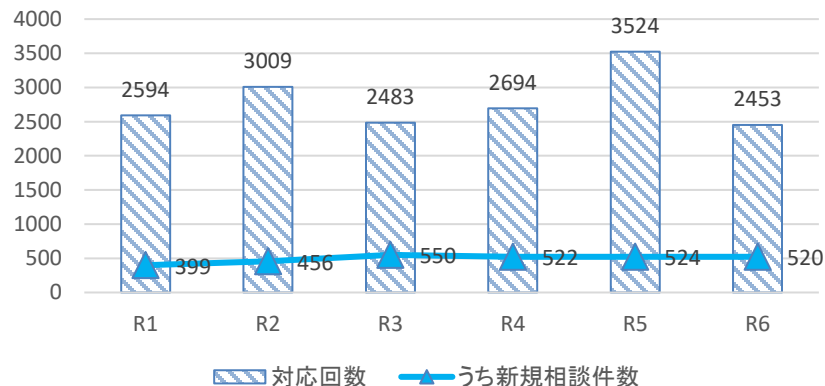


2 DV・女性支援に係る現状等 (1) 広島県の現状

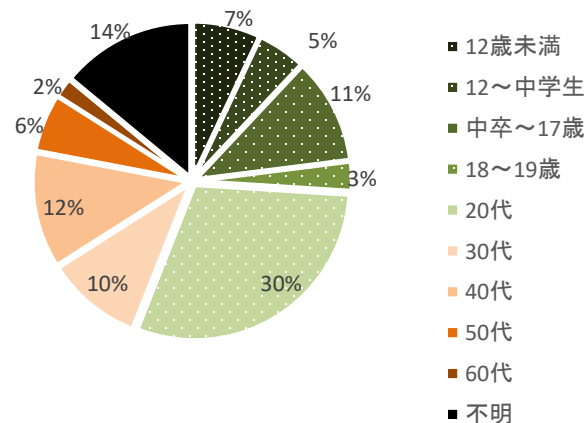
②県内の性被害の相談対応状況

- 性被害ワンストップセンターの対応回数は、年間2400～3600回程度であり、うち新規の相談件数は、500件強程度で推移している。
- 被害者の年齢層は、20代までの若年層が56%を占める。

性被害ワンストップセンターひろしまにおける
対応件数及び新規相談件数（県民活動課調べ）



性被害ワンストップセンターひろしまにおける
相談者の年齢構成（R 6 年度）（県民活動課調べ）

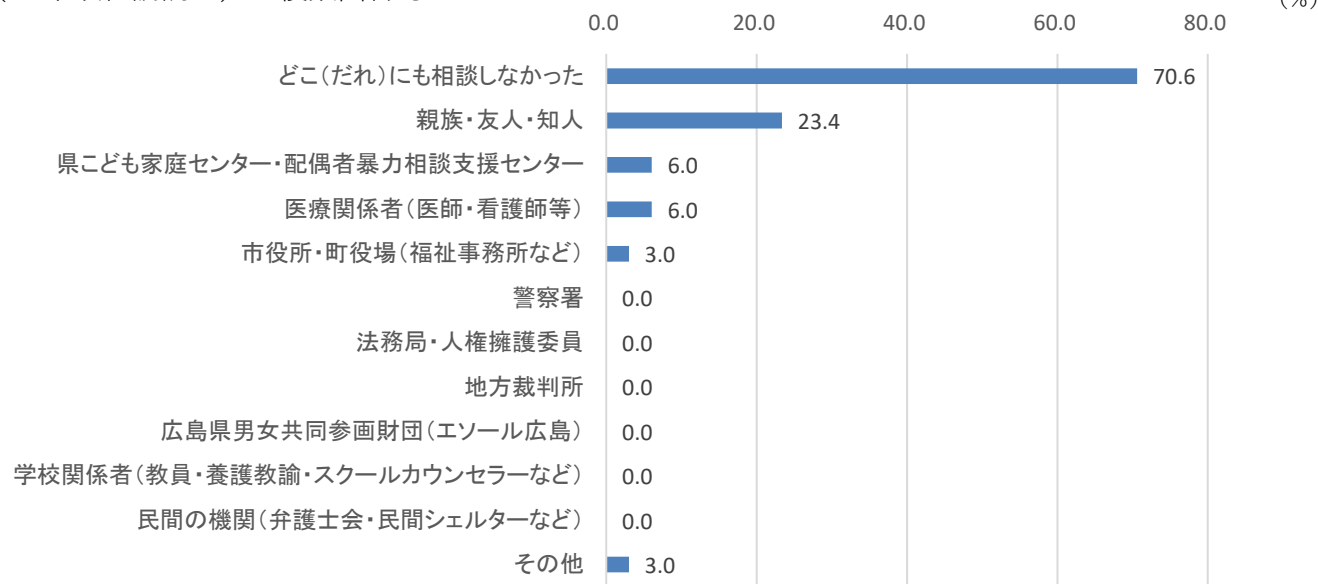


2 DV・女性支援に係る現状等 (1) 広島県の現状

③相談に対する県民の意識

- 過去1年間にDV被害を経験した人のうち、70.6%が「どこ（だれ）にも相談しなかった」、次いで23.4%が「親族・友人・知人」に相談したと回答。
一方で公的機関（県センター、市町等）に相談した割合は9.0%にとどまった。

配偶者や交際相手からDVを受けたことがあると回答した人が、そのことをどこ（だれ）に相談したか
(R5県政世論調査) ※複数回答可



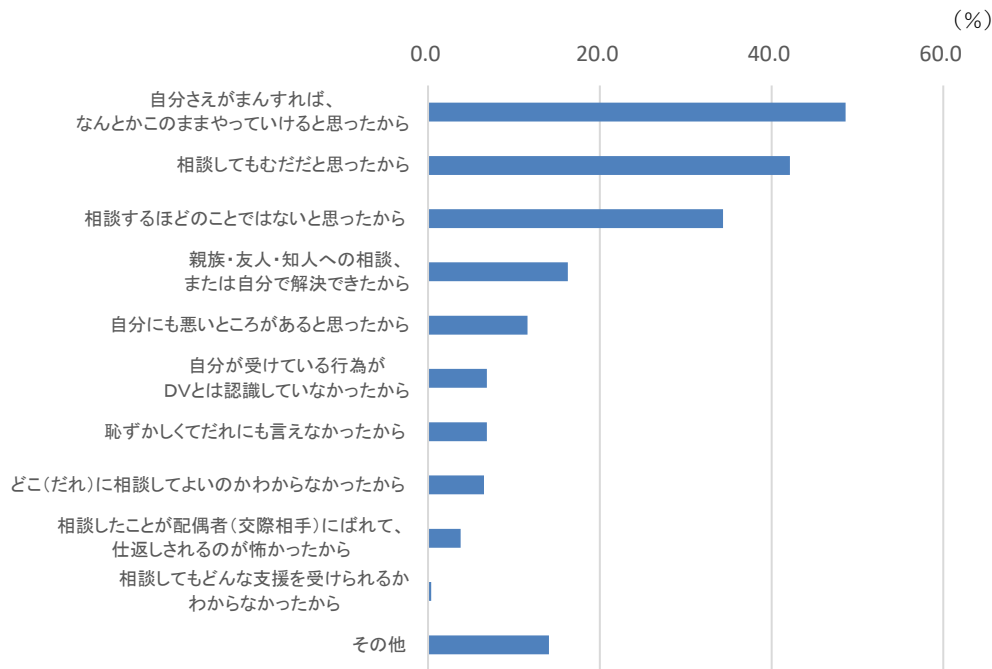
③相談に対する県民の意識

- 公的機関に相談しなかった理由として、上位を占めるのは、

「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」
 「相談してもむだだと思ったから」
 「相談するほどのことではないと思ったから」

⇒ 困難な状況にある女性やDV被害者等は、自分の置かれた状況を客観的に認識できていない場合や、相談することに不安や抵抗感がある場合が多く、公的機関への相談につながりにくい状況にある。

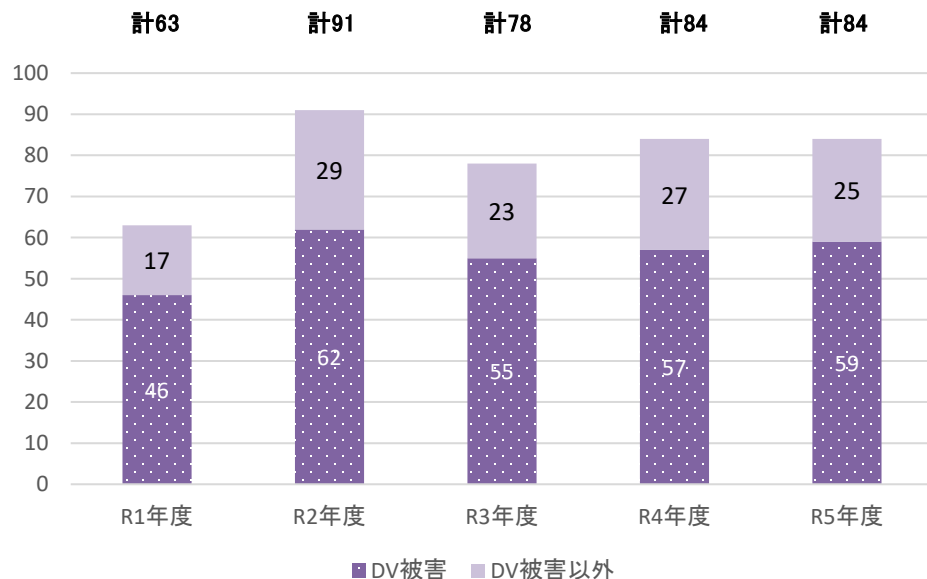
配偶者や交際相手からDVを受けたことがあると回答した人のうち、公的機関に相談しなかった人について、相談しなかった理由（R5県政世論調査） ※複数回答可



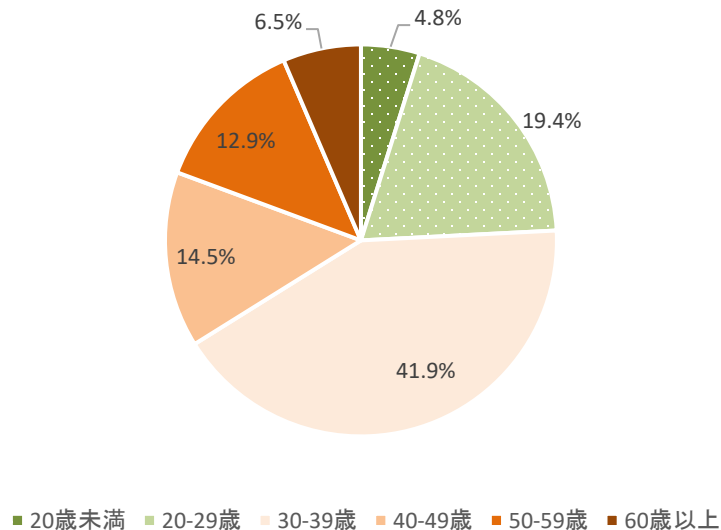
④一時保護の状況

- 一時保護の件数は60～90件程度で推移しており、そのうちDVに関するものが7割程度を占める。
- 例年、30代、20代の割合が多くなっている。

県子ども家庭センターにおける一時保護件数（こども家庭課調べ）



県子ども家庭センター一時保護の年齢構成（R5年度）
（こども家庭課調べ）

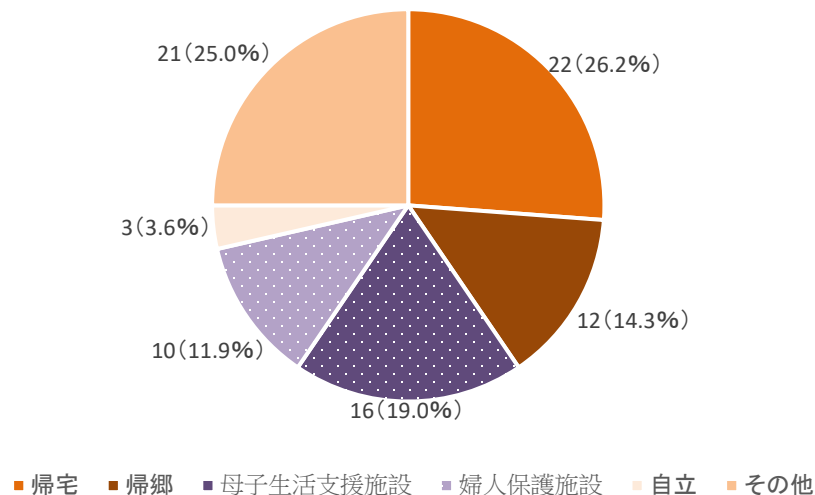


2 DV・女性支援に係る現状等 (1) 広島県の現状

④一時保護解除後の状況

- 一時保護解除後の状況は、帰宅が26.2%と最も多い。
女性自立支援施設（旧：婦人保護施設）や母子生活支援施設への入所は3割程度。

こども家庭センターにおける一時保護解除後の状況（R5年度）（こども家庭課調べ）



① 人口構造・世帯構造の変化、少子化の進展

少子化が進展し、総人口、特に年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）が減少する。2020年に対する2050年の年少人口及び生産年齢人口は、県内すべての市町において減少が見込まれている。

子供を持つ世帯数が減少し、そのうち核家族の割合は増加している一方で、ひとり親世帯の世帯数及び割合は増加している。

② 社会の多様化、ライフスタイルの多様化

個人を重視する価値観の変化、グローバル化などにより、支援対象者が抱える問題の背景は複雑化・多様化している。支援対象者も、外国人、DV男性被害者、性的マイノリティ、社会的養護経験者など様々な背景を持っており、配慮すべき事項也多岐にわたる。

また、新型コロナウイルス感染症の流行を契機として、テレワークの普及等による働き方や家庭で過ごす時間等に変化が生じている。

2 DV・女性支援に係る現状等 (2) 特に考慮する社会情勢の変化

③ デジタル技術の進展

あらゆる分野でDX（デジタルフォर्मーション）が加速し、デジタルツールを活用した情報提供等が進むとともに、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)の活用などにより、対面を要さないつながりやコミュニケーション手段が拡大している。また、メタバースや生成AI、6Gなど新たな技術の出現・実用化が進んでいる。

DV加害者の中には、スマートフォンやGPS機器等を利用し、DV被害者の行動を把握・管理する者もいる。機器の発達等により、DV被害者が逃避する際の安全確保や追跡防止にあたっては、一層の配慮が必要となっている。また、デジタル機器や情報通信技術（ICT）を用いた性暴力被害（盗撮、画像・動画をネットに掲載し拡散する等）が問題となっている。

④ 法令等の整備

○ DV基本方針の改定（令和5年9月）：

・ 外国人の人権尊重 ・ 若年層への教育啓発 ・ 加害者プログラムの実施推進 等

○ 改正DV防止法施行（令和6年4月）：

・ 保護命令制度の拡充 ・ 法定協議会の設置 等

○ 女性支援事業実施要綱、女性相談支援センターガイドライン施行（令和6年4月）：

・ 一時保護の制約緩和 ・ 他分野連携 ・ 若年女子への支援充実 ・ 悪質ホスト対策 等

○ 改正民法施行（令和8年4月）：

・ 共同親権の導入 ・ 法定養育費制度の導入 等

3 次期計画の方向性・骨子案 (1) 計画の名称

【次期計画の名称に関する考え方】

- ✓ 次期計画では、「ひろしまDV防止・被害者支援計画」と「広島県困難な状況にある女性の支援計画」を統合することとしており、計画の名称については、現行の2つの計画を踏まえた名称とする必要がある。
- ✓ DVの被害者の多くは女性であり、困難な状況にある女性にはDV被害者の大多数が含まれることから、「困難な状況にある女性の支援計画」は、「DV防止・被害者支援計画」よりも、より包括的な計画といえる。
- ✓ このため、次期計画の名称は、先に「困難な状況にある女性の支援計画」であることを示し、次に「DV防止・被害者支援計画」も含むことが分かるようにすることが適当と考えられる。
- ✓ なお、2つの計画をそのまま統合すると名称が長くなるため、県民にとってシンプルで分かりやすいものとし、本計画が法定の都道府県基本計画であることは、計画本文に明記することとする。

次期計画の名称は『**広島県女性支援・DV防止計画**』とする

《参考》

国方針名	現行計画名
困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（都道府県基本計画）	広島県困難な状況にある女性の支援計画
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（都道府県基本計画）	ひろしまDV防止・被害者支援計画

3 次期計画の方向性・骨子案 (2) 将来にわたって目指す社会像と目指す姿

① 将来にわたって目指す社会像

【考え方】

将来的・長期的なビジョンであるため、現行計画において、将来にわたって目指す社会像や基本理念として設定した内容を踏襲する。

- ✓ すべての女性が、人権を尊重され、安心して、自立して暮らすことができる社会の実現
- ✓ 県民に配偶者や交際相手からの暴力を認めない意識が浸透し、誰もがこうした暴力におびえることなく、心身ともに安定して暮らすことができる社会の実現

(趣旨)

- 様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な状況にあるすべての女性が、年齢、障害の有無、国籍等を問わず、早期に相談・支援につながり、その意思を尊重されながら、多様な支援を包括的に切れ目なく受けることができ、その結果、安心して、自立した生活を営むことができている社会を目指します。
- 県民一人ひとりに、性差別やDV・性暴力等の暴力を許さない意識が浸透し、差別や暴力の未然防止が図られるとともに、配偶者や交際相手からの暴力に対し、被害者等が安心して相談でき、早期に安全の確保や適切な支援を受けることにより、心身ともに安定して暮らすことができている社会を目指します。

② 目指す姿（５年後）

- ✓ 地域において困難な状況にある女性やDV被害者等への支援体制が整備され、暴力や生活への不安なく、安定して自立した生活をしています。

3 次期計画の方向性骨子案 (3) 骨子案

①施策体系

現行D V 計画		現行女性支援計画		次期計画（案）	
I	D V ・ 児童虐待の総合的な支援体制の確保	IV	関係機関の連携による包括的な支援体制の整備	施策の柱Ⅰ 支援の 基盤づくり	1 地域の包括的支援ネットワーク
III-1	地域での暴力被害の早期発見・相談	I-1	早期に相談しやすい環境の整備		2 相談機関の強化・人材育成
IV-2	関係機関との連携による継続的な支援・見守り	I-2	女性相談支援員の対応力向上		3 児童虐待との総合的な支援
II-1	若年層からの教育・啓発の充実	III-1	関係機関との連携による継続的な支援・見守り	施策の柱Ⅱ 啓発・予防	1 D V ・ 女性支援の啓発周知
II-2	D V 防止に向けた啓発の推進				2 若年層への予防教育
III-1	地域での暴力被害の早期発見・相談（再掲）	II-1	支援対象者の状態に応じた一時保護の実施	施策の柱Ⅲ 相談支援 ・ 安全確保	1 相談支援の充実
IV-1	保護体制の強化による 安全・安心 の確保	II-2	心理的ケアの実施		2 一時保護・安全確保
IV-2	関係機関との連携による継続的な支援・見守り（再掲）	III-1	関係機関との連携による継続的な支援・見守り（再掲）	施策の柱Ⅳ 継続的な 支援	1 地域における支援
IV-3	加害者対応に向けた取組の充実	III-2	施設やそのノウハウを活用した自立支援		2 施設による支援

3 次期計画の方向性・骨子案 (3) 骨子案

②課題と取組の方向性

【施策の柱Ⅰ】支援の基盤づくり

項目	課題	取組の方向性
1 地域の包括的支援ネットワーク	● 関連のある分野に対し、DV相談・女性支援事業の機能や支援内容を周知し、迅速な情報共有が行えるよう、平時からお互いに顔の見える関係づくりを進めることが必要である。 ● 広く、支援対象者と関わる機関等に、DVや女性支援に関する知識を持ってもらうことが必要である。	➤ 関連する様々な分野の窓口で、女性支援やDVに関する意識を高め、困難な状況にある女性やDV被害者をキャッチし、適切に相談に繋がられる仕組みづくりを行う。 ➤ 複合的な課題を抱えている対象者に対し、多機関が連携して相談に繋がって支援を行えるよう、地域において、お互いに顔の見えるネットワークの構築を推進する。（支援調整会議の設置）
2 相談機関の強化・人材育成	● 様々な背景や複雑な問題を持つ相談者に適切な相談支援を行い、必要時には早期に専門機関に繋がられるよう、相談支援に従事する職員やSV（スーパーバイザー）の相談支援力を高める必要がある。	➤ 様々な背景や複雑な問題を持つ相談者に適切な相談支援やアセスメントを行い、必要時には早期に専門機関に繋がられるよう、相談支援に従事する職員やSVの資質向上に努める。（研修、SV体制の充実） ➤ 相談支援に従事する職員同士の横のつながりを強化し、相互のサポート体制を構築することにより、情報交換やスキル向上を図る。
3 DV・児童虐待の総合的な支援	● 児童虐待とDVの一体的支援についての認識は高まり、現場では連携がとりやすくなってきた実感があるが、市町によって取組の差が大きい。	➤ 市町こども家庭センター等との連携により、児童虐待との総合的な相談支援を行う体制づくりを進める。

3 次期計画の方向性・骨子案 (3) 骨子案

②課題と取組の方向性

【施策の柱Ⅱ】啓発・予防

項目	課題	取組の方向性
1 女性支援・DV予防に係る広報周知	● DV被害を受けてもどこにも、誰にも相談しない場合が多くあり、広く県民に対し、DVや困難な状況にある女性への支援等に関する情報を提供する必要がある。 ● 外国籍の女性に関する性被害や予期しない妊娠等の事案が発生しており、外国籍の女性にも支援情報を届ける工夫が必要である。	➤ 困難な状況にある女性やDV被害者への支援に関する情報や相談窓口を広く県民に知ってもらうとともに、どういった支援が受けられるかを分かりやすく伝えることで、早期に相談支援に繋がるような広報・啓発を行う。 ➤ 外国語での広報周知の方法を検討する。
2 若年層への予防教育	● 特に若年層について、女性の困難問題やDVに関する認識率が低い。	➤ 若年層のうちから、女性の困難問題やDVに係る正しい知識や相談窓口に関する教育・啓発を行う。

3 次期計画の方向性・骨子案 (3) 骨子案

②課題と取組の方向性

【施策の柱Ⅲ】相談支援・安全確保

項目	課題	取組の方向性
1 相談支援の充実	● 様々な背景や複雑な問題を持つ相談が増えており、こうした問題に適切な相談援助を行えるよう、相談支援に従事する職員の専門性を高める必要がある。 ● 行政の支援に繋がらない支援対象者が多くいることから、民間団体と連携した取り組みが必要である。	➤ 様々な背景や複雑な問題を持つ相談者に適切な相談支援や多面的なアセスメントを行えるよう、研修等により相談支援に従事する職員やＳＶの資質向上に努める。 ➤ 外国人や障害者等、情報コミュニケーションに課題を抱える支援対象者への相談対応にも配慮する。 ➤ 民間団体との連携を促進し、役割分担、協働により、支援につながりにくい対象者への対策に取り組む。
2 一時保護・安全確保	● 様々な事情の人が利用しやすい一時避難先を確保する必要がある。	➤ 避難の必要な支援対象者について、迅速に安心・安全な一時避難ができるよう、県及び市町において一時避難先を確保する。 ➤ 支援対象者のニーズや状況に合わせ、ＱＯＬの担保に配慮した一時避難先を確保する（行動制限の緩和、男性やＬＧＢＴへの対応など）

3 次期計画の方向性・骨子案 (3) 骨子案

②課題と取組の方向性

【施策の柱Ⅳ】継続的な支援

項目	課題	取組の方向性
1 地域における支援	● 一時保護解除後に支援につながらなくなる支援対象者も多くおり、こうした支援対象者を地域で継続的に見守り、支援を行っていく必要がある。 ● 支援対象者ごとの個別支援計画を作成し、地域の関係機関が共有して、役割分担を図りながら、支援を行う必要がある。 ● 行政の支援に繋がらない支援対象者が多くいることから、民間団体と連携した取り組みが必要である。（再掲） ● DV加害者からの再被害の防止に継続的に取り組んでいく必要がある。	➤ 支援対象者が継続的に支援につながり、必要なサポートが得られるよう、地域の関係機関で支援計画を共有する。 ➤ 民間団体による、地域の在宅支援や退所者のアフターケアに取り組む。 ➤ DV加害者等に対する電話相談窓口を設置し、暴力の再発防止に取り組む。
2 施設入所による支援	● リスクや困難度の高い事例においては、施設入所により、DV加害者からの追跡防止や、生活再建に向けた支援に取り組む必要がある。	➤ ケースの状況に応じて適切に施設入所を活用し、生活再建・自立支援に取り組む。

3 次期計画の方向性・骨子案 (4) 特に注力していく施策

支援対象者は複雑な背景や課題を抱えていることが多く、目指す姿の実現に向けては、関連する様々な分野において女性支援・DV防止の認識を高め、適切な相談支援に繋げることが重要である。

そのため、以下の3点を特に注力する施策として設定する。

○ 関係機関の連携による包括的な支援体制の整備（ネットワーク）

【現状・課題】

- ・ 支援対象者は、複合的な課題を抱えていることが多いため、地域において分野を超えた関係部署が連携して支援対象者をキャッチし、見守りや支援を行う体制をつくる必要がある。
- ・ 支援対象者の抱える課題や困難に応じた支援計画を策定し、継続的に支援を行う必要がある。

【取組の方向性】

- ・ 各市町における支援調整会議の設置など、多機関が連携して情報共有や支援の検討を行える環境を整える。
- ・ 支援対象者の多様なニーズに対応した個別支援計画を作成し、支援機関で共有する仕組みをつくり、地域において、切れ目なく繋がり続ける支援を行う。

○ DVと児童虐待の総合的な対応

【現状・課題】

- ・DVと児童虐待が同時に発生している家庭が多いため、双方の視点をふまえた家庭全体のアセスメントを行い、支援方針を検討する必要がある。

【取組の方向性】

- ・両部門が連携して情報共有やアセスメントを行う仕組みづくりを進める。

○ 若年層への教育・啓発

【現状・課題】

- ・特に若年層において、公的相談機関の認知度の低さや相談に対する抵抗感があり、相談に繋がりにくい傾向がある。

【取組の方向性】

- ・問題が複雑化する前に早期発見・支援に繋がるよう、若年層に向けた広報を行う。
- ・被害者にも加害者にもならないよう、若年のうちからの教育・啓発に取り組む。